

要 望 書

地検白川支部 富永事務課長 殿

1992年11月15日付朝日新聞の「地検フンガイ」の記事に関して要望いたします。実際には殺鼠剤はまいていないとの事で安心しましたが、将来に渡っても必ず「動物保護法」を守って戴きたいと思えます。殺傷力のある薬剤散布や、猫の捕獲処分（ノラ猫であっても）は法律違反になります。保健所にもこの認識が徹底していないため捕獲が行われ、愛護団体によって告発されることがあります。地検が告発されることの無い様法律の遵守をお願いします。

フン害対策

猫は砂地や柔らかな土を好むので、人間の通路には踏み石を置くか、コンクリートにする。

暗いのであれば外灯を設置する。忌避剤をまく。保健所に飼い方の指導や、捨猫、ノラ猫をなくすための、避妊手術奨励のアピールをしてもらう。等

上記の対策には費用はかかりますが、フン害に対して極刑というのは過剰防衛だと思いますので、どうか穏やかな方法をお願いします。

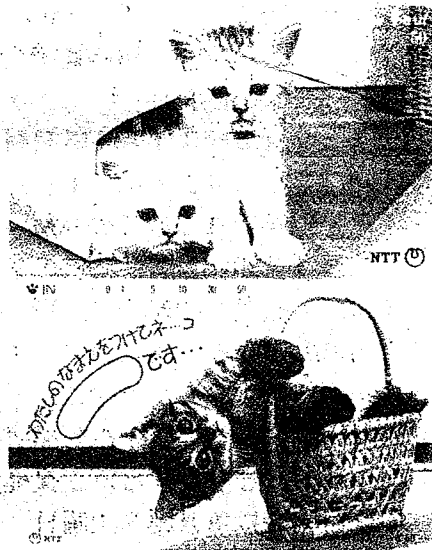
なお、この地球を排せつ物、生活廃棄物で、一番汚しているのは他ならぬ人間だという事も申し添えます。

1993年1月10日

以上

新聞切り抜き参照

これらの対応は、世田谷の水野淳子さん中心に行いました。



奇附していいんたアしからう可愛猫たち

◆ 「マンションとペット」 パネルディスカッションに参加して ◆

「マンションとペット」というパネルディスカッションが昨年11月1日午後、名古屋市で開催されました。パネラーには、西尾（管理組合長）、井本（獣医師）、矢花（弁護士）、先田（マンション問題研究会代表）という顔ぶれでした。ARCからも担当の巨智部さんが私費で参加してくれました。その内容は、例えば、

「基本は規約なので、規約を見なおそうということになりました。ここで3～4割が飼っている感じ。飼う側にはメリットが大きく、飼わない側にはデメリットだけであるという前提条件から出発した。・・・飼う人達の中のコンセンサスを得ながら、飼わない人達の下承を得ることが一番肝要だということです。」など、含蓄のある討論でした。詳細に関心がある方は、巨智部さんがテープおこしをし、リーフレットになっていますので、コピー代と郵送費で郵送します。申し込みはARC事務局まで。